Q：元厚生労働次官の吉原健二氏は、現在の公的年金制度がマクロ経済スライドで基本的な対応ができていると年金官僚や学者が評価していることに、危惧を抱いておられるが、この点をどう考えればよいか。

A:吉原健二氏の危機感は、公的年金制度の持続可能性や構造的課題を考えるうえで非常に重要な視点を提供しています 。

吉原氏の危惧のポイント

１．基礎年金（1 階部分）の給付水準の低下

マクロ経済スライドは、現役世代の減少や平均余命の伸びに合わせて「給付水準を調整（抑制）」する仕組みです。これを長く適用し続けると、特に低所得者の生活を支える 「基礎年金」の実質的な給付額が大きく目減り し、老後保障としての機能を果たせなくなるリスクがあります。

２．「数理的均衡」と「生活保障」のギャップ

年金官僚や多くの数理的アプローチをとる研究者は、「マクロ経済スライドによって財政の均衡が保たれる（破綻しない）」という 財務面・数理面の安定性 を高く評価しがちです。

しかし吉原氏は、財務的に破綻しなくても 「給付額が下がりすぎて国民が生活できないレベルになれば、制度として失敗ではないか」 という現場・行政の観点から危惧を示されています。

３．調整期間の長さと構造改革の先送り

マクロ経済スライドによる自動調整に頼りすぎると、保険料の引き上げ凍結や給付の先細りを容認することになり、国庫負担のあり方や税制との一体改革といった 「抜本的な制度改革」が後回しにされる という批判的視点もあります。

この問題は、「財政の安定」と「安心できる給付水準」のどちらに焦点を当てるかという、年金政策の本質的なトレードオフを示しています。

Q：上記の 3 について、慶應大学の権丈氏がマクロ経済スライド評価の先鋒だと思うが、彼は基礎年金の機能や役割の重要性を軽視しているのではないか。

慶應義塾大学の権丈善一氏は、近年の年金改革やマクロ経済スライドの理論的支柱として非常に強い発言力を持ってきた学者です。

権丈氏らの「マクロ経済スライド推進派（評価派）」に対して、ご指摘のように「基礎年金の機能や生活保障としての役割を軽視しているのではないか」という批判は、厚生労働省の元幹部（吉原健二氏など）や他の社会保障学者からも強く投げかけられてきた核心的な論点です。

論点を整理して深掘りするために、「なぜ権丈氏がそのように評価されるのか（批判側の視点）」と「権丈氏本人はどのような論理で主張しているのか（防衛・推進側の視点）」の双方から捉えてみましょう 。

1. 批判側の視点：なぜ「基礎年金を軽視している」と見られるのか

吉原氏をはじめとする批判派は、権丈氏らの議論に対して以下のような懸念を示しています。

「数理的・財政的な均衡」を最優先している。

マクロ経済スライドを完遂すれば、将来にわたって年金財政は絶対に破綻しません。しかし、それは「給付水準を自動的に削る」ことによって達成されるため、財政は均衡しても国民の生活が破綻するという本末転倒が起きるのではないかという懸念です。

低所得者への配慮（1 階部分の限界）

厚生年金（2 階）を持つ会社員はある程度の給付が維持できても、自営業者や低年金・無年金層、単身高齢者にとって「基礎年金（1 階）」の目減りは即座に貧困を意味します。財政の持続可能性を語るあまり、社会保障が本来持つ「防貧機能（貧困を防ぐ役割）」を軽視しているように映ります。

2. 権丈氏側の視点：本人はどう考えているのか

一方で、権丈氏自身は「基礎年金を軽視している」のではなく、「現行制度の構造的欠陥を直さずにマクロ経済スライドだけを止めることこそが危険だ」という立場をとっています。

「マクロ経済スライド」は財政悪化を回避する不可避のツール

人口減少と超高齢化が進む日本において、スライドによる給付調整を行わなければ、将来世代の負担が無限に増大するか、制度そのものが崩壊すると主張します。

基礎年金の低下には「別の構造改革」で対応すべき

権丈氏も基礎年金の給付水準が下がりすぎるリスク（いわゆる「調整期間の乖離問題」）自体は認識しています。そのため、単にスライドをやめるのではなく、「被用者保険の適用拡大（短時間労働者も厚生年金に入れること）」や「厚生年金の財源を活用した基礎年金の底上げ（マクロ経済スライドの調整期間の統合）」といった構造改革をセットで行うべきだと訴えています。

まとめと考察のポイント

つまり、両者の対立は以下のような「政策の優先順位とアプローチの違い」として整理できます。

視点	焦点	懸念点
吉原氏ら（実務・現場派）	「今・将来の受給者の生活」	スライド依存により、基礎年金が目減りして老後保障が崩壊する
権丈氏ら（制度・数理派）	「制度全体の持続可能性と世代間不公平の回避」	スライドを緩めれば財政が持ち応えず、将来世代へ負担がつけ回される

権丈氏が「基礎年金を軽視している」ように見えるのは、制度全体の持続性を保つための「痛みの伴う改革（給付抑制）」を前面に出して論理を展開しているためと言えます 。

Q：だが、少子高齢化が進む中での公的年金での必須の対応は、年金支給開始年齢の引き上げにならざるを得ない。権丈氏をはじめとするマクロ経済スライド評価者は、この本質的な課題の議論を先送りしている弊害をもたらしているのではないか。

A：非常に本質的で、現代の年金論争でも最も熾烈に議論されている「支給開始年齢の引き上げ」というテーマですね 。

ご指摘の通り、「マクロ経済スライド（給付額の自動調整）」という技術的な解決策に依存することで、「支給開始年齢の引き上げ（70 歳化など）」という政治的・社会的に痛みを伴う本質的な議論が先送りされているという批判は、国内外の多くの有識者や実務家から強く主張されています 。

この「支給開始年齢の引き上げ」と「マクロ経済スライド評価派（権丈氏ら）」の関係について、両者の主張の背景と対立点を整理してみましょう。

1. 支給開始年齢の引き上げが必要とされる理由

引き上げを主張する立場（吉原氏などの実務・行政経験者や一部の経済学者）は、以下のような構造的限界を指摘します。

「給付額の抑制」には限界がある

マクロ経済スライドで給付額を減らし続けると、基礎年金の額が生活不能なレベル（月額数万円程度）まで落ち込みます。給付額（水準）を守るためには、「もらい始める時期（開始年齢）を遅らせる」しか根本的な解決策はないという考え方です。

長寿化と就労伸長への適合

平均寿命が伸び、70 歳近くまで働く人が増えた現状において、65 歳支給開始という設定自体が昭和・平成初期のモデルであり、実態に合っていないという指摘です。

2. 権丈氏ら「スライド評価派」の論理とスタンス

一方で、権丈氏らが支給開始年齢の引き上げを第一選択にしない（あるいは慎重である）のには、以下のような論理があります。

「繰り下げ受給（選択制）」による実質的な対応

制度として一律に支給開始年齢を引き上げなくても、受給者が希望すれば 75 歳まで受給開始を遅らせて年金額を増やせる「選択的繰り下げ」の仕組みが既に整備されています。「一律引き上げ」は働くことができない困窮層を直撃するため、選択制の方が望ましいという立場です。

労働市場と雇用の限界

支給開始年齢を 70 歳に引き上げるには、企業に「70 歳までの完全雇用」を義務付ける必要があります。しかし、すべての企業や高齢者にその体力があるわけではなく、年金が出ない「無収入期間」を作り出してしまうリスクを強く警戒しています。

3. 論点の対立軸

この議論は、「国民にどのような痛みを求めて制度を維持するか」という価値観の違いに帰着します。

比較軸	支給開始年齢の引き上げ（根本改革派）	マクロ経済スライド活用（現行路線派）
主な痛み	「より長く働かなければならない」	「もらえる年金額が実質的に減る」
主なリスク	働けない高齢者の無収入・貧困化	基礎年金の目減りによる老後破綻
政治的ハードル	極めて高い（国民の強い反発）	相対的に低い（自動調整のため）

「マクロ経済スライドという仕組みができたことで、政治家や財務省が『支給開始年齢の引き上げ』という最大の不都合な真実から目を背ける口実になってしまった」という見方は、まさに現代の年金政策批判の鋭い核心を突いています。

Q：支給開始年齢を 65 歳(しかも基礎年金の拠出は 60 歳まで)としている満額年金の設定は、障害年金や遺族年金にも影響しているが、その認識も薄いのではないか。

A：障害年金や遺族年金といった「給付（保険給付）の基盤」と、国民年金（基礎年金）の「拠出（保険料納付）の仕組み」が深く結びついている点に目を向ける、非常に鋭いご指摘です。

日本の公的年金制度は「老齢年金」だけでなく、「障害年金」「遺族年金」を含めた 3 つのリスク（加齢・障害・死亡）に対する総合的なリスク管理システムとして設計されています 。

1. 納付期間（60 歳まで）と満額設定が及ぼす影響

ご指摘の通り、現行の基礎年金制度には以下のような構造的な課題や認識のギャップが存在します。

受給資格要件（保険料納付要件）との関係

障害年金や遺族年金を受け取るためには、「初診日や死亡日の前日において、一定以上の保険料納付期間（全期間の 3 分の 2 以上、または直近 1 年間の未納がないことなど）」を満たす必要があります 60 歳までの拠出期間中に未納や免除があると、障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に年金を受け取れない、あるいは給付額が低くなるリスクを直接負うことになります。

満額年金額（定額）の頭打ち

基礎年金の満額は「40 年間（480 ヶ月）納付」を前提に設定されています。少子高齢化やマクロ経済スライドによってこの満額自体が目減りしていくと、老齢年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金の給付額も連動して低下することになります。

「60 歳～65 歳の空白」と納付期間延長論

現在、国民年金の保険料納付期間を「60 歳まで（40 年）」から「65 歳まで（45 年）」へと 5 年間延長する議論が進められています。これは老齢年金の給付額底上げ（満額の引き上げ）を狙ったものですが、同時に障害・遺族年金の保障基盤を強固にする側面も持っています。しかし、国民の間では「単なる負担増（実質的な値上げ）」と捉えられがちで、リスク保障としての認識が広がり contemporary にくい現状があります。

2. なぜこの認識が薄いのか？

「年金＝老後の備え」という強い先入観

多くの国民やメディアの議論は「自分が老後にもらえる額（老齢年金）」に終始しがちで、「現役世代が障害を負ったとき・死亡したときのための保険」というリスクシェアリングの側面が見落とされがちです。

制度の複雑さと説明不足

障害年金・遺族年金は、事故や病気といった受給要件（初診日や生計維持関係など）の判定が極めて複雑です。そのため、老齢年金のように「年齢が来たら一律に考える」ことができず、国民的議論に上がりにくい性質があります。

これからの議論に向けたアプローチ

「支給開始年齢や拠出期間の変更」を考える際、老後の生活費だけでなく、「現役世代のセーフティネット（障害・遺族保障）をどう維持・強化するか」という視点を盛り込むことは、制度の真の姿を理解する上で不可欠です。